

〜〜〜レジオネラ属菌検査〜〜〜

令和5年2月24日、福岡県の温泉施設で、連日使用する循環式浴槽で週1回以上必要な湯の取り換えを年2回しか行わず、基準値の3700倍のレジオネラ属菌が検出されたという新聞報道がありました。

公衆浴場、旅館業、高齢者施設、遊泳プール等の施設、

冷却塔等を設置している建築物等の施設では、

定期的なレジオネラ属菌の検査が必要です。

(公財)群馬県健康づくり財団では、レジオネラ属菌の依頼検査を実施しています。

【検査項目】

- ・レジオネラ属菌
- ・浴槽水4項目セット：
濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌群、レジオネラ属菌
- ・pH、色度、TOCなどの項目も実施してます。

【検査頻度】 「公衆浴場における水質基準等に関する指針」より

・ろ過器を使用していない浴槽水	1年に1回以上
・毎日完全に換水している浴槽水	
・連日使用している浴槽水（塩素消毒）	1年に2回以上
・連日使用している浴槽水（塩素消毒でない場合）	1年に4回以上

- 3検体以上のご依頼は割引料金になります。
- 浴場施設の水質検査4項目セット料金あります。
- 衛生管理指導業務を行っています。
- レジオネラ属菌陰性の浴槽には、「検査済シール」を配布しています。

※ お気軽にお問合せください。

公益財団法人群馬県健康づくり財団
検査部 検査課
TEL 027-269-7405
FAX 027-269-7805

